

Title	水俣病の景観史研究にむけた予察： 水俣湾埋立地をめぐる文書内容の継時的变化から
Sub Title	A preliminary study of Minamata disease landscape history : chronological analysis of documents on Minamata Bay's landfill
Author	下田, 健太郎(Shimoda, Kentaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	2009
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.78, No.1/2 (2009. 6) ,p.139- 169
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20090600-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

水俣病の景観史研究にむけた予察

— 水俣湾埋立地をめぐる文書内容の継時的変化から —

下田 健太郎

はじめに

水俣市は、熊本県の南端で、鹿児島県との県境に位置する。一六二二ヘクタールの面積があり、そのうち的大部分を山野部が占める緑豊かな土地である。また、不知火海に面した海岸部は入り江が連なり漁港も多く、北部にはリアス式海岸が続いている。一八八九年の村制施行時、人口一二〇四〇人の小村であった水俣村は、チツソ株式会社（以下、チツソと表示）の前身である日本窒素肥料株式会社のカーバイド工場が一九〇八年に設立されたことよって、経済的な発展をみた。一九二六年に鉄道が開通し、一九三五年に水俣湾に百間港が完成するなど社会基盤の整備も進み、一九四九年の市制施行時には

人口も四二一三七人に増加した。久木野村と合併した一九五六年には人口も五〇四六一人とピークに達し、熊本県下でも有数の近代工業都市としての様相を呈していた（水俣市史編さん委員会 一九九一、水俣市二〇〇〇）。一九五六年が公式発見とされる水俣病は、チツソ水俣工場の排水中に含まれていたメチル水銀化合物によつて、九州西南部の不知火海沿岸一帯に広がった公害病を指す⁽¹⁾。汚染された魚介類を経口摂取することで起こるその健康被害は、発見当初は水俣湾周辺の漁村集落に多く発現し、その後に対岸の御所浦島を含む不知火海沿岸一帯まで広がっていることが確認された。一九五九年には熊本大研究班が水俣病の原因を明らかにしたが、政府は一九六八年まで公害と認定せず、チツソも一九六六年まで排水を

流し続けた。この時期差の背景には、高度経済成長にむけて動きはじめていた当時の国の意向や、日本の産業界の一翼を支えていたチツソの重要性がある(栗原二〇〇五)。いずれにしても、公害認定の遅れが被害を拡大させてきたことは間違いない⁽²⁾。

水俣病の症状を明確に定義づけることは困難だが、多数の死亡者が出ており、とりわけ発生初期に見られた急性劇症型の患者が死に至る過程は壮絶なものであった。軽症とされる患者の場合でも、神経症状により手足のしびれや運動失調など生活全般にわたって様々な程度で障害をもつことになる。また、母親の胎内で水銀を摂取すること、生まれながらにして重篤な障害をもつ胎児性患者が存在する。こうした健康被害に加え、患者家族には社会的差別が加えられてきた。かつて人々が経験したことのない症状は、発当初「奇病」として恐れられ、患者家族は地域社会での孤立を余儀なくされた。そして、汚染された魚介類が原因であるとわかると、自らの生業を守るために患者隠蔽につとめた漁業組合や、チツソ擁護の風潮によって、患者家族の孤立化が進んだ(宇井

一九六八、舟場一九七七、石田一九八三)。しかし、水俣病被害の複雑さは、「奇病」を差別した地域の人々、

患者の隠蔽に奔走した人々の中にも患者がいたことにある(原田一九八九)。このことよって地域社会が複雑にねじれ、様々な葛藤や苦しみを生んできた。また、患者を抑圧した市民でさえ水俣市を一步出ると、水俣出身ということ以外での社会からの偏見や差別に直面することとなった(向井二〇〇〇)。「水俣病」と一括りにはできないほどの多様な生活被害があったことがわかる。

患者家族が寄り集まった最初のグループは一九五七年に発足した「水俣病患者家庭互助会」である。互助会は、一九六八年の政府による公害認定を受けてチツソとの補償交渉を開始したが、厚生省への補償処理一任をめぐって一九六九年には「一任派」と「訴訟派」に分裂した。このうち訴訟派二十九世帯によって、同年、水俣病初の裁判である水俣病第一次訴訟が提訴された。一方、一九七一年には、患者グループ「自主交渉派」がチツソ東京本社前で二十カ月にも及ぶ座り込みを開始した。自主交渉派は、一九七三年の第一次訴訟勝訴判決を受けて訴訟派と合流し、チツソ東京本社における直接交渉によって補償協定を勝ちとった。補償協定の内容は、認定された患者に症状ランクに応じた一時金(一六〇〇〜一八〇〇万円)と年金の支払い、さらにその後認定された患者

にも同じ補償を適用するというもので、それまでのチツソの対応からすると画期的なものであった。様々な理由で名乗り出られなかった大量の患者がこれを機に認定申請し、運動の規模も急速に拡大することとなった。また、一九七三年以降には、地域、生業、運動にかかわりはじめた時期、運動への志向を理由として（桜井一九七九、土本一九七九）、多様な患者団体が結成されてきた。

一九七三年以降、大量の認定申請という状況に直面した国や県は、多くの未処分者を生み出すと同時に、一九七七年に患者認定基準を狭め、大量の棄却者を生み出した。こうした状況のなかで、第二次訴訟（一九七三年提訴）、第三次訴訟（一九八〇年提訴）、関西訴訟（一九八二年提訴）、東京訴訟（一九八四年提訴）・京都訴訟（一九八五年提訴）・福岡訴訟（一九八八年提訴）や、患者団体による運動によって、チツソ・県・国の加害責任とともに、患者認定基準が重要な争点とされた。しかし、チツソ・県・国が繰り返し上告・控訴によって運動は長期化し、高齢者の多い患者たちは次第に疲弊してしまい、一九九六年に政府和解案（二六〇万円の一時金と医療費給付）を受諾するとうかたちで関西訴訟を除くすべての運動が収束を迎えることになった。³⁾

一方、チツソが排水を停止した一九六六年頃までに水俣湾に流出・堆積した水銀量は七〇～一五〇トンとも言われ、水俣湾の港湾機能を阻害するだけでなく、汚染魚への不安から地元住民や漁業関係者の懸念材料となってきた（熊本県一九九八）。一九六八年から水俣湾の汚染調査を進めていた熊本県は、一九七七年に「水俣湾公害防止事業」に着手した。それは、水銀値の高い湾奥部を仕切り、水銀値の低い区域の水銀へド口を浚渫して埋地に投入し、その上を良質の山土で埋封するというものだった。海上工事を運輸省第四港湾建設局が、陸上工事もない一九七七年一月に一部住民が熊本地裁に差し止めを提訴したため、工事は一時中断した。その結果、一九八〇年四月に再開した工事は嚴重な監視計画に加え、作業の内容や監視の結果を毎日水俣市内三ヶ所で提示するなど、地域住民の理解を求めながらのものとなった。一九八四年には第一工区の埋立てが、一九九〇年に第二工区の埋立てがそれぞれ完了した。約一四年の期間と約四八五億円の巨費が投じられた結果、現在の埋立地約五八ヘクタールが完成した。この工事によって底質中の総水銀値は浚渫前（一九八五年調査）の〇・〇四～五五三



写真1 埋立地の護岸に点在する石像物

ppn から、〇・〇六〜二二ppn (浚渫完了後、一九八七年調査) まで低下したことが確認されている。完成した埋立地は、熊本県の主導によって公園として整備された(熊本県一九八九、一九九八)。

水俣病事件が「過去のもの」になっていく一方で、「嘆き悲しみの魂たちが集う」祈りの場として埋立地を

とらえ(本願の会会報一九九五年八月)、一九九六年以降現在に至るまで、その護岸の一角に様々なモチーフの石像物(計五十二体)を建立してきた人々がいる。これは、一九九四年に被害者の呼びかけから発足した「本願の会」のメンバーによるもので、同年に水俣市長あてに出された要望書によって、一九九六年には熊本県・水俣市・本願の会の三者間で石像物建立の覚書が交わされた。石像物の建立に際しては、福岡市の石彫師が指導を行ってきており、購入した機械彫りの石像物とともに、五十二体の大半は建立者自らの手で製作された⁽⁴⁾。

本稿では、水俣湾埋立地に据えられた、これら石像物の意味にせまるための基礎研究として、埋立地の現景観そのものを歴史的産物と位置づけ、埋立て事業や埋立地活用をめぐって様々な主体が出した文書史料を分析対象とし、そこに交錯してきた多様な論理を三つの時期に分けて整理する。分析に先立って、まずは埋立地の現景観について概説しておく。

一、水俣湾埋立地の現景観

水俣湾埋立地は、水俣湾の一部区域を埋立てた約五八ヘクタールの人工隆地である。高濃度水銀を含む汚泥や

汚染された魚介類が埋められている。「エコパーク水俣」として一般の人にも広く開放されている。熊本県の所有下にあり、管理主体は熊本県土木部港湾課である。

エコパーク水俣は、熊本県の整備計画（一九八九）を受け継いで以下の四区画に分けられている（図一）。

山のゾーン…埋立地の東端に位置するこの区域は四・〇ヘクタールあり、その全域が「竹林園」として整備されている。園内には、世界各地から集められた一六〇種類を超える竹や笹が植えられている。また、案内板には、この庭園が「自然の貴重さと環境復元への願い」を表すと記されている。

里のゾーン…山のゾーンの西端に隣接するこの区域は八・〇ヘクタールあり、「小鳥の森」や「遊びの森」などの森林空間や、「ふるさと広場」と呼ばれる芝生空間、約三万株の花が植えられた「花の里」や六千株のハーブの「香りの丘」で構成される。また、子供が楽しめるような各種遊具施設が配備されている。「花の里」の脇には観光物産館「まつぼっくり」が位置する。託児所である「ナーサリー」もこの区域に配備されている。

街のゾーン…里のゾーンの西端に隣接するこの区域は一〇・八ヘクタールあり、「健康の森」と呼ばれる天然

芝の多目的競技場を中心に、「テニスの森」と「スポーツの森」が整備されている。前者にはテニスコートが八面あり、後者はグラウンドゴルフ場やゲートボール場から成っている。また、「公園管理センター」がこの区域に配備されている。

海のゾーン…埋立地の東端に位置するこの区域は一八・六ヘクタールと最も大きく、海際の「親水緑地」（二一・〇ヘクタール）とソフトボール場四面を含む「潮騒の広場」を中心とする「港湾緑地」（一六・六ヘクタール）から構成される。潮騒の広場の周りには「海の広場」や「水鳥の池」、「子供の広場」、「花の回廊」、「実生の森」がある。「親水緑地」の中央部には本願の会による石像物が点在するが、これは公園地図には記載されており、解説も存在しない。幅三〇センチメートル四方、高さ六〇センチメートルほどの石像物は五十二体を数え、恵比寿神、地藏、夫婦、母子、猫、魚など様々なモチーフが見られる。いくつかの石像物には建立者の名前や建立年代、「一九八三年までここは海でした」、「いのるべき 天と思えど 天の病む」、「夕映への海で 魚がはねていのっている」、「夕映えの海」、「願」、「夢」、「弥」、「風」といった記銘が彫り込まれている。海を見つめる

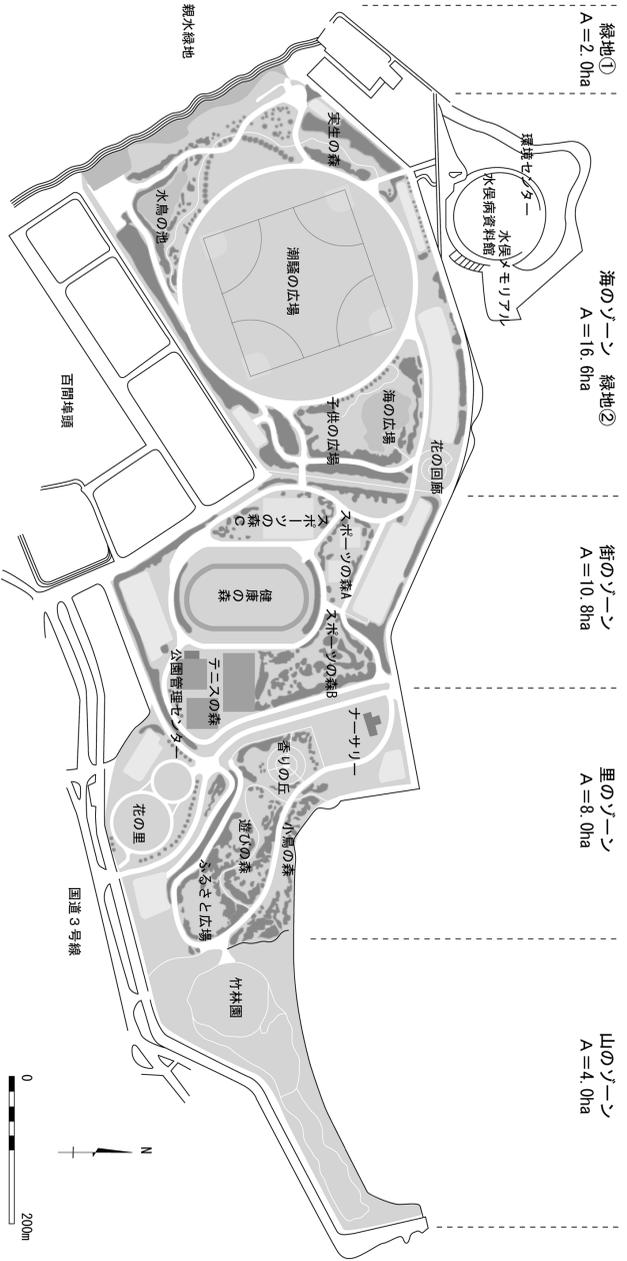


図1 水俣湾理立地の概要
(水俣公園, com および熊本県 1998 をもとに作成)

ようにして西向きに置かれた石像物の目線の先には恋路島が浮かんでいる。

厳密には埋立地上ではないが、北部に隣接する明神崎地区の丘の上には水俣市立水俣病資料館や熊本県環境センター、水俣病の教訓を後世に伝える水俣メモリアルが見られる。

現在の埋立地を構成する景観要素は実に多様である。

たしかに、埋立地の大部分を占めている牧歌的な雰囲気のスポーツ公園と、「嘆き悲しみの魂たちが集う場所」に立つ石像物の間には隔たりが感じられなくもない。それでもなお、今そこに一括りの景観として埋立地はある。

二、文書内容の継時的変化に関する分析

以下、埋立て事業や埋立地活用をめぐる様々な主体が出した要求／抗議文書を時系列に沿って整理分析する(表1)⁽⁵⁾。その際、埋立て事業の是非をめぐる論争が水俣市で最も盛んになったヘドロ処理差し止め訴訟提訴から着工再開までの一九七七～八〇年を第一期、着工再開から埋立地完成までの一九八一～九〇年三月までを第二期、埋立地完成からそれを契機とする地域再生事業が終了するまでの一九九〇年三月～一九九九年を第三期に区分し

た。第一期に属する文書は、埋立て事業をめぐる要求／抗議文書二十七件である。提出先の大部分は国・県・市といった行政機関および司法機関、または機関を代表する個人であることが分かっているが、提出先不明のものが四件含まれる。文書形式は、全二十七件中十六件が手書き、十一件がワープロ打ちであり、二十六件が一～四ページ、一件が九ページである。

第二期に属する文書は、埋立地活用をめぐる要求／抗議文書五件である。そのうち四件がまちづくりにむけた提言書であり、一件は患者団体による合同声明文である。五件のうち三件は行政機関を代表する個人に提出されたものだが、提出先不明のものが二件含まれる。第三期に属する文書も埋立地活用をめぐる要求／抗議文書であり、全六件のうちまちづくりにむけた提言書は一件である。提出先は、行政機関を代表する個人に提出された四件、埋立地で配られた抗議ビラ一件で、提出先不明のものが一件含まれる。第二期と第三期の文書形式については後述する。

(一) 第一期 (一九七七～八〇年)

「ヘドロ処理差し止め訴訟」(正式名「水俣湾水銀ヘド

表1 分析対象文書一覧

時期	主体	表題	年月日	提出先	文書形式	備考
第一期	水俣市漁業協同組合	要望書	1977.12.21	熊本県知事	ワープロ、 B5、4ページ	
		要望書	1978.1.24	熊本県知事	ワープロ、 B4、2ページ	614名分の署名添付
		要望書	1978.2.17	運輸省第四港湾建設局	ワープロ、 B4、2ページ	
		陳情書	1978.4.27	運輸大臣、環境庁長官	ワープロ、 B5、9ページ	
		嘆願書	1979.10.1	熊本地方裁判所民事第三部裁判長	ワープロ、 B4、4ページ	
		嘆願書	1980.4.28	熊本県知事	ワープロ、 B5、3ページ	
	津奈木漁業協同組合	水俣湾ヘドロ処理工事促進に関する陳情書	1978.1.17	熊本県知事	手書き、 B4、2ページ	
	熊本県漁業協同組合連合会	要望書	1978.1.26	熊本県知事	ワープロ、 B5、3ページ	
		嘆願書	1978.4.13	熊本地裁	ワープロ、 B5、3ページ	
		嘆願書	1980.2.7	熊本地方裁判所裁判長	ワープロ、 B5、3ページ	
		嘆願書	1980.4.16	熊本県知事	ワープロ、 B5、3ページ	
	水俣市百間地区一本釣会	陳情書	1978.1.13	熊本県知事	手書き、 B4、3ページ	
		嘆願書	1978.2.21	熊本県知事	手書き、 B4、2ページ	4038名分の署名添付
	水俣市一本釣りと遊漁船の会	申入書	1978.4.4	運輸大臣、環境庁長官	手書き、 B4、2ページ	
	芦北漁業協同組合	抗議文	1977.12.7	熊本県知事	手書き、 B4、1ページ	
	水俣市観光協会	陳情書	1978.5.13	水俣市長	手書き、 B4、1ページ	
	百間地区住民代表	陳情書	1978.9.14	水俣市長	手書き、 B4、3ページ	
	水俣地区労働組合協議会	抗議文	1978.10.16	水俣市議会議員各位	手書き、 B4、2ページ	
	水俣病被害者の会	要望書	1978.9.14	熊本県知事	手書き、 B4、1ページ	
		水俣湾ヘドロ処理についての要求書	1980.5.21	熊本県知事	手書き、 B4、1ページ	
水俣病認定申請者協議会	要求書	1978.2.24	熊本県知事、総理大臣、環境庁長官	手書き、 B4、2ページ		

第一期	水俣港湾等ヘドロ処理事業促進市民運動の会	陳情書	1980.4.22	熊本県知事	ワープロ、B4、2 ページ	33890名分の署名添付
	水俣湾ヘドロ処理差し止め仮処分原告団	声明文	1977.12.26	不明	手書き、B4、1 ページ	
		申入書	1978.4.4	運輸大臣、環境庁長官	手書き、B4、2 ページ	
		抗議声明	1980.4.16	不明	手書き、B4、1 ページ	
		声明	1980.4.30	不明	手書き、B4、2 ページ	
		声明文	1980.5.28	不明	手書き、B4、1 ページ	
第二期	水俣青年会議所	活力ある明日のみなまたへ向けて	1984.12	不明	ワープロ、B5、45 ページ	
	水俣病被害者の会	声明 水俣湾埋立地に関する特別決議	1988.11.20	不明	ワープロ、B4、1 ページ	
	第三次訴訟原告団					
	水俣市百人委員会	中間報告書	1987.11.27	水俣市長	ワープロ、B5、55 ページ	
		中間報告書	1989.12.27	水俣市長	ワープロ、B5、42 ページ	
報告書（国際イベントと水俣湾埋立地等の活用について）		1990.2.28	水俣市長	ワープロ、B5、6 ページ		
第三期	O・M 氏、O・S 氏	水俣病意志の書	1990.7.17	熊本県知事、水俣市長	不明	
	患者有志	人殺しの水銀ヘドロの上でお祭り騒ぎですか。	1990.8.31	—	手書き、B4、1 ページ	
	チッソ水俣病患者連盟	声明 熊本県・水俣市によるヘドロ埋立地利用構想プログラムについて	1990.9.26	不明	ワープロ、B4、1 ページ	
	水俣病患者連合					
	チッソ水俣病関西患者の会					
	東海水俣病患者互助会					
	水俣・海の声を聞く会	公開質問状	1990.11.21	熊本県知事、水俣市長	手書き、B4、14 ページ	
	水俣市百人委員会	第二期 提言書	1991.1.27	水俣市長	ワープロ、B5、98 ページ	
本願の会	本願の書	1994.3.2	水俣市長	手書き、B4、4 ページ		

口処理工事差止仮処分申請」は、埋立て事業開始から間もない一九七七年二月、水俣病患者や沿岸住民一八一六名が工事の中止を求めて熊本地裁に提訴したもので、事業主体である熊本県、施工者である国、費用負担者であるチツソ、工事請負者である東洋建設の四者を相手டுத்து行われた(熊本県一九九八、水俣病被害者・弁護士 nationwide 連絡会議一九九八、二〇〇一)。原告側は、工事によって高濃度の水銀を含む汚泥が攪拌されることで二次公害の危険性があると主張した。一九七八年六月以降、十八回にわたって審尋が行われたが、熊本地裁は二次公害発生の蓋然性を認めず、一九八〇年四月申請を却下した。

行政文書や先行研究の多くにおいて、この訴訟を安全性への懐疑(舟場一九七七、熊本県一九九八、山田一九九九、水俣市二〇〇〇)から生じたものとする解釈が一般的であるが、原告団の出した文書を見ていくと、訴訟提起の背景が必ずしもそれだけではなかったことが分かってくる。事業を「水俣病事件を葬り去ろうとする行政の犯罪的な意図」とする語り口が見られるからである。

「ここでは文書を構成する単語やセンテンス(以下、タ

ームと表示)にもとづいて着工賛成/反対に大別し、その上で賛成/反対の理由から細分を試みた(表2)。大分類として、「早期(早く)―着工―要望(陳情、嘆願)」の組み合わせを含む文書を賛成(I)、「抗議」、「即刻中止」、「白紙撤回」、「認めるわけにはいかない」、「納得できない」のうちのいずれかを含むものを反対(II)とした。どちらにも分類できないものについてはIIIを付した。

小分類については埋立て事業の語られ方に注目し、着工賛成意見のうち、「漁場―復元」を含む文書を漁場復元型(I₁)、「明るい平和な水俣に発展する基」、「明るいまちづくりの基本となるもの」、「健全な活気ある水俣の再生」のうちいずれかを含むものを明るいまちづくり型(I₂)とした。また、着工反対意見のうち、「漁場―補償」を含む文書を漁業補償型(II₁)、「危険」を含むものを工法安全性型(II₂)、「危険」とともに「被害の全体像(実態)」を含むものを被害置き去り型(II₃)、「危険」とともに「水俣病事件―もみ消し(闇の彼方に押し去ろうとする、葬り去ろうとする)」を含むものを水俣病隠蔽型(II₄)とした。IIIを付した文書は、安全性確認のための実験工事を要求するものであるため、条

表2 着工賛否とその理由にもとづく分類（第一期）

大分類		小分類			
code	着工の賛否に関する キーターム	code	分類名称	事業の語られ方に関する キーターム	サブターム
I	「早期(早く)―着工―要望 (陳情、嘆願)」	I ₁	漁場復元	「漁場―復元」	「漁業(魚介類採取) ―不安」、「解消」、「解決」、「生活」
		I ₂	明るいまちづくり	「明るい平和な水俣に発展する基」、「明るいまちづくりの基本」、「健全な活気ある水俣の再生」のいずれか	「再生」、「発展」、「生活」
II	「抗議」、「即刻中止」、「白紙撤回」、「認めるわけにはいかない」、「納得できない」のいずれか	II ₁	漁業補償	「漁場―被害」、「補償」	―
		II ₂	工法安全性	「危険」	―
		II ₃	被害置き去り	「危険」、「被害の全体像(実態)」	「強行」、「無視」、「命」
		II ₄	水俣病隠蔽	「危険」、「水俣病事件一もみ消し(闇の彼方に押し去ろうとする、葬り去ろうとする)」	「強行」、「無視」、「被害の全体像(実態)」、「命」
III	「安全性―確認―実験工事」	―	条件付き工事容認	―	―

件付き工事容認型とした。

また、各分類に該当した文書において必ずではないが繰り返し語られるターム(表2におけるサブターム)も文書の傾向を読みとる上で重要である。着工賛成意見のなかで、漁場復元型の文書には「漁業(魚介類採取)―不安」、「解消」、「解決」、「生活」が、明るいまちづくり型の文書には「再生」、「発展」、「生活」が多く見られる。また、着工反対意見のなかでは、被害置き去り型の文書に「強行」、「無視」、「命」が、水俣病隠蔽型の文書には「強行」、「無視」、「被害の全体像(実態)」、「命」が多く見られる。以上の分類をもとに、主張と主体との関係を表3に示した。

ただし、水俣港湾等ヘドロ処理事業促進市民運動の会と「原告団」については、その中に複数の団体を内包する点に留意しながら分析しなければならない(表4 a、b)。なお、「市民運動の会」は、訴訟却下の直前である一九八〇年三月に水俣商工会議所会頭の呼びかけで市内の各団体が参加して発足したもので、早期着工にむけて署名運動を開始し、同年四月には水俣市長とともに三三八九〇名分の署名をもって県知事に工事再開の陳情を行った(読売新聞一九八〇月三月五日、毎日新聞一九八

表3 各主体における主張（第一期）

主体		主張		Ⅲ 条件付き 工事容認	Ⅱ ₁ 漁業補償	Ⅱ ₂ 工法 安全性	Ⅱ ₃ 被害 置き去り	Ⅱ ₄ 水俣病 隠蔽
		Ⅰ ₁ 漁場復元	Ⅰ ₂ まち づくり					
既存団体	水俣市漁業協同組合	○	—	—	—	—	—	—
	津奈木漁業協同組合	○	—	—	—	—	—	—
	熊本県漁業協同組合連合会	○	—	—	—	—	—	—
	水俣市百間地区一本釣会	○	○	—	—	—	—	—
	水俣市一本釣りと遊漁船の会	—	—	—	○	—	—	—
	芦北漁業協同組合	—	—	—	—	○	—	—
	水俣市観光協会	—	○	—	—	—	—	—
	百間地区住民代表	—	○	—	—	—	—	—
	水俣地区労働組合協議会	—	—	—	—	—	○	—
	水俣病被害者の会	—	—	○	—	—	—	—
水俣病認定申請者協議会	—	—	—	—	—	—	○	
新団体	水俣港湾等ヘドロ処理事業促進市民運動の会	—	○	—	—	—	—	—
	水俣湾ヘドロ処理差止め仮処分原告団	—	—	—	—	○	○	○

○年四月二三日）。

対象とした文書の中には他団体への言及を含むものがある。水俣市漁協（Ⅰ₁）、津奈木漁協（Ⅰ₁）、百間地区一本釣り会（Ⅰ₁、Ⅰ₂）、百間地区住民代表（Ⅰ₂）、「市民運動の会」（Ⅰ₂）、被害者の会（Ⅲ）の文書には、「原告団」（Ⅱ₂、Ⅱ₃、Ⅱ₄）に対して「一部扇動的な意見」、「抗議」、「遺憾」、「忌むべき」、「申請却下—当然」のうちいずれかのチームが含まれている。一方で「原告団」の文書にも、早期着工を求める動きに対して「目先の利害を求めた一部住民」とするチームが見られることから、埋立て事業への賛否を理由とした対立関係が生じていたことがわかる。

文書に添付された署名から、いくつかの団体についてはおおよその規模を知ることができる。水俣市漁協（一九八〇年・Ⅰ₁）六一四名、百間地区一本釣会（一九七八年・Ⅰ₁、Ⅰ₂）四〇三八名、「市民運動の会」（一九八〇年・Ⅰ₂）三三八九〇名である。一九八〇年の水俣市の人口が三七一五〇人であったことを考えると、少なくとも一九八〇年当時には、ほとんどの主張が着工賛成意見、特に明るいまちづくり型賛成（Ⅰ₂）で占められていたことになる。

表 4 b 「原告団」の構成団体

出水地区労ヘドロ処理対策委員会
天草労連
水俣病患者連盟
水俣病認定申請者協議会

表 4 a 「市民運動の会」の構成団体

水俣市漁業協同組合
水俣川漁業協同組合
水俣漁民と家族の会
水俣漁民家族の会
水俣鮮魚商組合
水俣市商店会連合会(水俣市観光協会)
水俣地区労働組合連絡協議会
水俣青年会議所
水俣商工会議所
水俣市湯之見観光協会
水俣市湯の鶴観光協会
水俣市婦人連絡協議会
水俣市芦北郡医師会
水俣市芦北郡歯科医師会
水俣市芦北郡薬剤師会
水俣地区海運組合
水俣市森林組合
チッソ協力会
水俣ライオンズクラブ
水俣市建設業協会
水俣市駐在事務所所長会
水俣市金融団
水俣ロータリークラブ
水俣電気工事共同組合
水俣芦北地区環境衛生協会
水俣市青年団体連絡会議
水俣市老人クラブ連合会
水俣市身体障害者福祉協会
水俣市農業協同組合
水俣市第 21 区駐在事務所
湯堂水俣病申請者の会
水俣病患者新互助会
水俣病患者平和会
水俣病茂道同志会
水俣病患者家庭互助会
公害に依る被害者漁民の命を守る会

着工反対意見が工法の安全性を理由とするものばかりでないことは、文書の分類のなかで見えてきた。被害置き去り型(Ⅱ³)は埋立て事業と「被害の全体像」を対置する点に、水俣病隠蔽型(Ⅱ⁴)は「水俣病事件の隠蔽」として事業を語る点に特色がある。当時、約五千人

の申請患者が未処分という状況で苦しみ続けており、一九七七年七月の環境庁による患者認定基準の引き締めとあいまって、行政に対する強い不信感が募っていた。さらに、行政への不信感を増大させる出来事が一九七八年三月に起こった。それは一九七八年二月に「水俣病対策の早急な確立」と「水俣湾へドロ処理工事の白紙撤回」を求めて、水俣病患者連盟委員長(ヘドロ処理差し止め訴訟の原告団長)や水俣病認定申請者協議会会長らが環境庁を訪れたことに端を発する(熊本日日新聞 一九七八年二月二五日)。抗議のために環境庁に泊まり込んでいた患者や関係者は、機動隊によって強制排除されたのである(熊本日日新聞 一九七八年三月一九日、三月二〇日、西日本新聞 一九七八年三月二〇日)。

被害者の存在を認めようとしないうち「力づくの声封じ」(西日本新聞 一九七八年三月二〇日)は「埋立て」という事業と、時期的にそして象徴的に連関したものと

うけとめられたと考えてよい。水俣湾に堆積した水銀へドロとは単に汚染物質であるばかりでなく、水俣病被害を象徴するものであり、だからこそ「埋立て」という言葉が「隠蔽」という意味に連節されたのだろう。

(二) 第二期 (一九八一～九〇年三月)

第二期は、埋立て事業への着手を契機として「水俣病を克服した新たな出発」が水俣市において本格的に意識され、埋立地の活用をめぐる議論が俎上にのぼりはじめた時期である(山田 一九九九)。一九八六年には熊本県が埋立地活用計画の策定に着手し、同年八月には水俣市長が地元の意見を反映させるために「水俣環境博研究会」⁽⁶⁾を発足させた。そこでの議論は一九八七年の「公害防止事業埋立地活用策基本構想」にまとめられた。この活用策には「マリーナ・健康ランド・文化人村・植物園・遊園地・オートキャンプ場・観光レストラン」といった案が列挙されており、埋立地を地域振興の起爆剤と位置づけたものだった(山田 一九九九:三四頁)。さらに、埋立地の完成を間近に控えた一九八九年七月には「水俣湾埋立地及び周辺地域開発整備具体化構想」が発表された。この構想では「人間と環境について学び、考

える場」といった位置付けや「水俣病資料館」といった案が見られるが、「集客力のあるレクレーションの基地」、「水族園」、「オートキャンプ場」といった文言は、依然として地域振興の視点が強かったことを示している（熊本県一九八九）。

この時期の文書としては四団体によって出された五件を収集できた。水俣青年会議所の文書が一件、水俣病被害者の会と水俣病第三次訴訟原告団の連名で出された文書が一件、水俣市百人委員会の文書が三件である。

水俣青年会議所は都市計画の専門家を招いて月一回の勉強会を重ね、観光を焦点としたまちづくりへの提言を一九八四年に報告書としてまとめた（提出先は不明）。趣旨説明と水俣市内の七つの主要観光資源についての提言から構成され、うち一つが埋立地活用に関するものである。文書形式はワープロ打ち、B5サイズ四五ページ（うち、埋立地活用に関する言及が四ページ）である。水俣青年会議所は日本青年会議所の組織化にもなつて一九七一年に発足したもので、「明るい住みよい街づくり」を目的とした二〇〇四〇歳の青年で構成されていた（水俣青年会議所一九八四）。第一期には「市民運動の会」に属し、明るいまちづくり型賛成（I²）の主張を

示していた。

水俣病被害者の会と水俣病第三次訴訟原告団は、一九八八年の合同総会において埋立地活用に関する決議文を出した（提出先は不明）。文書形式はワープロ打ち、B4サイズ一ページである。被害者の会は一九七三年にはじまった第二次訴訟の原告を中心とする団体であり、患者認定基準の拡大を主な争点として活動を進めてきた。第一期には、条件付き工事容認型（Ⅲ）の主張を示していた団体である。第三次訴訟原告団は一九八〇年以降、患者認定基準の問題とともに国の責任を追及してきた。

この時期に新たに設立された水俣市百人委員会は、一九八六年一二月に水俣市長が「明るい快適なまちづくり」にむけて「市民の英知を市政に」という目標のもと発足させたものである（水俣市百人委員会一九八七）。水俣商工会議所副会頭が会長をつとめ、市長・団体の推薦や一般公募によって一四五人の委員が参集した。水俣商工会議所は第一期において「市民運動の会」に属し、明るいまちづくり型賛成（I²）の主張を示していた団体である。また、水俣市長が二つの患者団体に対し参加を求めていたことによって、患者や支援者などの「水俣病関係者」は「十人を超える参加」となった（西日本新

開一九八六年(二月三日)。団体推薦に関しては、「経済団体」、「医療福祉団体」、「文化スポーツ団体」、「その他市民団体等」が各十人ずつ推薦を行った。交通情報、地方自治、商店街振興、健康福祉、教育文化スポーツ、まちづくり、産業振興の各分科会の自主運営で会議が進められ、市長にむけた提言書がまとめられた。一九八七年と一九八九年に提出された文書は趣旨説明と各分科会ごとの提言から構成されており、健康福祉、教育文化スポーツ、まちづくり分科会の提言に埋立地活用に関する言及が見られる。一方、一九九〇年に出された文書は、分科会の枠にかわりなく提言がまとめられている。文書形式はすべてワープロ打ち、B5サイズで、一九八七年の文書が五五ページ(うち、埋立地活用に関する言及が二ページ)、一九八九年のものが四二ページ(四)、一九九〇年のものが六ページ(三)である。

第一期の文書と同様に構成チームから分類を試みた。ただし、この時期の文書については埋立地活用をめぐる理念と具体的要求に注目し、それらを区別した上で分類を行った。対象とした文書五件のうち明確な理念が示されない一件(水俣市百人委員会 一九九〇)を除いて、理念と要求が文中に混在するが、冒頭の章で文書全体の

理念が述べられるもの三件とそうでないもの一件とに大別することができる。こうした構成の違いをふまえつつ、冒頭の章で述べられる理念に関してはすべてを分類対象とし、それ以外に文中に散見される理念に関しては埋立地活用をめぐる具体的要求にかかわるもののみを抽出した。ただし、「埋立地」を表題に含む文書については、文中に散見される理念すべてを抽出した。また、埋立地活用をめぐる具体的要求については、すべて抽出した上で分類を行った。

まず埋立地活用をめぐる理念については、「明るい―まちづくり」、「明るいイメージの創出」のうちいずれかを含む文書を明るいまちづくり型(A₁)、「観光―都市」を含むものを観光都市化型(A₂)、「自然との調和」、「公害のないまちづくり」を含むものを環境都市化型(A₃)、「市民相互の融和」、「市民の心―一つに」、「患者・市民(住民)―交流」のうちいずれかを含むものを市民融和型(B)、「二度と公害を起こさないと願う」、「ノーマア・ミナマタ」、「教訓―後世」、「教訓―残し」、「水俣病―事実―後世」のいずれかを含むものを公害撲滅・教訓継承型(C)、以下、教訓継承型と表示)、「被害者―救済」を含むものを患者救済型(D)に分類した

(表5 a)。

埋立地活用をめぐる具体的要求については、「国際園芸博覧会」、「物産展」、「海辺のコンサート」、「マーチングフェスティバル」、「遠泳大会」、「競技会」、「九州モトクロス大会」、「全国花火大会」、「弁論大会」、「講演会」、「シンポジウム」、「子供—中心—イベント」、「海を利用したイベント」のうちいずれかを含む文書をイベント型(1)、「モトクロス場」、「ゲートボール場」、「多目的運動場」、「ジョギングコース」のうちいずれかを含むものを運動公園型(2)、「水俣病—資料館」、「水俣病メモリアル記念館」、「水俣病記念館」、「シンボル—像」、「決意のシンボル」、「慰霊塔」、「細川—胸像」、「ネコ—銅像」のうちいずれかを含むものをモニュメント型(3)、「慰霊祭」を含むものを慰霊式型(4)に分類した(表5 b)。なお、「細川—胸

水俣病の景観史研究にむけた予察

表5 a 埋立地活用をめぐる理念にもとづく分類(第二期)

code	分類名称	理念に関わるキーワード
A ₁	明るいまちづくり	「明るい—まちづくり」、「明るいイメージの創出」のいずれか
A ₂	観光都市化	「観光—都市」
A ₃	環境都市化	「自然との調和」、「公害のない—まちづくり」
B	市民融和	「市民相互の融和」、「市民の心—一つに」、「患者、市民(住民)—交流」のいずれか
C	公害撲滅・教訓継承	「二度と公害を起こさないという願い」、「ノーモア・ミナマタ」、「教訓—後世」、「教訓—残し」、「水俣病—事実—後世」のいずれか
D	患者救済	「被害者—救済」

表5 b 埋立地活用をめぐる具体的要求にもとづく分類(第二期)

code	分類名称	要求に関わるキーワード
1	イベント	「国際園芸博覧会」、「物産展」、「海辺のコンサート」、「マーチングフェスティバル」、「遠泳大会」、「競技会」、「九州モトクロス大会」、「全国花火大会」、「弁論大会」、「講演会」、「シンポジウム」、「子供—中心—イベント」、「海を利用したイベント」のいずれか
2	運動公園	「モトクロス場」、「ゲートボール場」、「多目的運動場」、「ジョギングコース」のいずれか
3	モニュメント	「水俣病—資料館」、「水俣病メモリアル記念館」、「水俣病記念館」、「シンボル—像」、「決意のシンボル」、「慰霊塔」、「細川—胸像」、「ネコ—銅像」のいずれか
4	慰霊式	「慰霊祭」

像」は水俣病の原因究明に尽力したチッソ付属病院医師の細川氏、「ネコ―銅像」は水俣病の犠牲となったネコにかかわる要求である。「水俣病」の教訓化や記念を要求するものと考えられたため、モニュメント型に分類した。「シンボル像」や「決意のシンボル」は、水俣市の主導により一九九六年に完成した「水俣メモリアル」建設に結びついた要求である。「水俣メモリアル」の解説版には、「犠牲者の慰霊・鎮魂」、「災禍を再び繰り返さないことの祈念」といった文字が刻まれている。

各文書における理念と要求の関係について検討するために表6を作成した。特定の理念と特定の要求の連関が文中に明示されるものについては表に記載した。たとえば、教訓継承型の理念を論拠にモニュメント型の要求が提示される場合などである。これに対し、特定の要求との連関が文中に明示されない理念、あるいは特定の理念との連関が明示されない要求については「―」を記載した。

表6に示されているように、第一期において明らかにまちづくり型（I₂）の主張を示していた水俣青年会議所や、百人委員会の文書に教訓継承型の理念とモニュメント型の要求の連関（C―3）が見られることは第二期の

表6 各主体における理念と要求の関係（第二期）

主体		理念	要求
既存団体	水俣青年会議所	A ₁	1
		A ₂	―
		A ₃	3
		B	1
		C	3
	水俣病被害者の会・第三次訴訟原告団	B	3
		C	
D		―	
新団体	水俣市百人委員会	A ₁	1
		B	3
		―	1、2、3
		C	4

大きな特徴である。「明るいまちづくり」という言葉が含意するのは「暗い」過去からの脱却であり、それは第一期において過去の被害の認定を求める主張と対立するものであった。しかし第二期には、「水俣病」という過去の記憶をモニュメントに刻んだ上で、まちづくりにつなげていこうとする意図が認められる。青年会議所の文書が「公害のない」まちづくりを目指す環境都市化型（A₃）の理念を示すことも、こうした変化を裏づけている。地域内で対話や歩み寄りが進み、「水俣病」をめぐる過去を受容していく必要性が認識されはじめたと考え

てよいだろう。

この時期の対話や歩み寄りに関して、百人委員会と被害者の会・第三次訴訟原告団の文書がともに、市民融和型・教訓継承型の理念とモニユメント型の要求の連関（B・C―3）を示している点が注目される。なによりも、百人委員会の文書（一九八七）に記された「水俣病の歴史、記録を集積し、教訓を残して……（中略）……患者、市民、他所からの来訪者の交流ができるものを要望」するという一文と、患者団体の文書（一九八八）に記された「水俣病の歴史、記録を集積し、その教訓を後世に残しうるもので、水俣病患者、住民はもちろん、国内外の来訪者が自由に使用、交流できるものでなければならぬ」という一文には、両者の歩み寄りを示唆する強い類似性が認められる。

ただし、患者団体の文書にはまちづくり型の理念（A）やイベント型（1）・運動公園型（2）の要求は見られない。逆に、患者団体以外の文書にはまちづくり型の理念とともにイベント型・運動公園型の要求が多種多様なかたちで示される。この差異は、各文書における埋立地の意味づけと無関係ではない。青年会議所の文書（一九八四）では「蘇る水俣の象徴」、百人委員会の文書

（一九八七）では「新生水俣」というチームで埋立地が意味づけられているのに対し、患者団体の文書（一九八八）には「水俣病患者と住民が被ったすべての被害に対する、いのちとひきかえの代償」というチームが認められる。被害者の会は一九八五年のチツソ控訴審に勝訴後も運動を継続中であり、第三次訴訟原告団は国・県・チツソの控訴によって裁判の行き詰まりに直面していた（原田一九八九）。被害の歴史や奪われた命を象徴する証しとして埋立地がとらえられていたとするならば、裁判や運動を継続中の人々、その身体に水俣病を病み続ける人々にとつて「再生」という言葉で埋立地が意味づけられることはありえない。むしろ、被害の歴史の証しとなるべき場が「再生」や「まちづくり」の視点から改変されていくことは、危惧すべき事態として受けとめられたのではないだろうか。一九八九年に発表された県の活用構想に対し、被害者の会の事務局長は「水俣病の教訓を生かす、という基本理念と資料館建設はわれわれが要求してきたことでもあり、評価するが、水俣病はもう終わったというキャンペーンに利用されるのは明らか」（朝日新聞一九八九年七月二十八日）と語っている。この語りには、「教訓継承」という理念が「再生」や「まち

づくり」の問題へと接続されていくことへの懐疑が示されている。

ところで、第二期から第三期への過渡期的特徴として、患者救済型の理念(D)に連関する要求がいずれの文書にも見られない点を挙げるができる。患者団体の人々にとつて埋立地が被害の歴史の証しという意味で重要だと認識されていたのは間違いないが、「救済」に結び付き具体的活用策については未だ模索中の段階にあつたと解釈できる。

(三) 第三期 (一九九〇年三月～一九九九年)

埋立地の完成からそれを契機とする地域再生事業「もやい直し事業」が終了するまでの第三期は、埋立地の活用をめぐる対立が顕在化した時期である。「もやい直し事業」(正式名「環境創造みなまた推進事業」とは、患者・市民・行政が共同で国際会議や市民の集い(講座)、展示会等を開催することによって、市民の相互理解や新たな地域イメージづくりを目指した地域再生事業のことを指す(環境創造みなまた実行委員会・水俣市 一九九〇年八月)は、環境復元を祈念して一九九〇年八月に行われた「みなまた二万人コンサート」は、その最初の

事業である。これは熊本県の主催によって、西ドイツの合唱団を迎え埋立地で市民とともに合唱を行うというイベントだったが、開催当日一部の患者・支援者によって「行政による水俣病隠しのお祭り騒ぎ」とする抗議ピラが配られた。また、埋立地の整備が本格化したのもこの時期である。熊本県の主導によって、竹林園(一九九二年)、環境センター(一九九三年)、親水緑地(一九九四年)が設けられ、水俣市の主導によって水俣病資料館(一九九三年)と水俣メモリアル(一九九四年)が完成した。一九九七年からは地域再生事業の一環として「実生の森」づくりがはじめられた。

第三期の文書として、九団体・個人によって出された六件を収集できた。チッソ水俣病患者連盟・水俣病患者連合・チッソ水俣病関西患者の会・東海水俣病患者互助会の連名で出された文書が一件、水俣市百人委員会、海の声を聞く会、本願の会の文書が各一件ずつ、O・M氏とO・S氏の連名で出された文書が一件、患者有志によって出された文書が一件である。

チッソ水俣病患者連盟・水俣病患者連合・チッソ水俣病関西患者の会・東海水俣病患者互助会の四患者団体は、一九九〇年に埋立地活用構想に関する合同声明文を出し

た（提出先は不明）。文書形式はワープロ打ち、B4サイズページである。チッソ水俣病患者連盟と水俣病患者連合は裁判に重点を置かず、チッソや行政との直接交渉によって患者救済をはかる運動を進めてきた団体であり、患者連合は、水俣病認定申請者協議会を前身としており、第一期においては患者連盟とともに「原告団」に属し、工法安全性型・被害置き去り型・水俣病隠蔽型抗議（Ⅱ₁、Ⅱ₂、Ⅱ₃）の主張を示していた。チッソ水俣病関西患者の会と東海水俣病患者互助会は運動の詳細については不明だが、水俣病被害関係者のうち関西や東海地方に移り住んだ人々が結集した団体である。

第二期に発足した水俣市百人委員会は、一九九一年に水俣市長あてに提言書を提出した。文書は一九八七年・一九八九年の文書と同様に、趣旨説明と七分科会ごとの提言から構成され、健康福祉、教育文化スポーツ、まちづくり分科会の提言に埋立地活用に関する言及が見られる。文書形式は、ワープロ打ち、B5サイズ九八ページ（うち、埋立地活用に関する言及が五ページ）である。

O・M氏とO・S氏は、一九九〇年に埋立地活用に関する意思表示の文書「水俣病 意志の書」を熊本県知事・水俣市長あてに提出している。O・M氏については

一九七四年から一九八五年まで水俣病認定申請者協議会に参加し、第一期には「原告団」に属していた人物であることが分かっている。筆者の入手できた資料が活字で転載されたものだったため原本の形式は不明だが、文字総数は九八六文字である。

先述のとおり、「二万人コンサート」（一九九〇年）の会場で、患者・支援者有志によって抗議のピラが配られた。ピラを配った有志は、O・M氏を中心とするメンバーだったことが分かっている（辻一九九六：一五一頁）。文書形式は手書き、B4サイズページである。

水俣・海の声を聞く会は埋立て事業の安全性などを論議する「水俣・海の声を聞く集い」を重ね、一九九〇年に埋立地活用に関する質問状を熊本県知事・水俣市長あてに提出した（水俣・海の声を聞く会一九九〇）。文書の形式は、手書き、B4サイズ一四ページである。会の正確な発足時期については不明だが、代表者は、第一次訴訟原告の一人であり、第一期には「原告団」に属していた人物であったことが分かっている。

本願の会は患者有志十六人の呼びかけによって一九九四年に発足したもので、同年、呼びかけを行った十六人の連名で埋立地活用に関する要望書を水俣市長あてに提

出した。文書形式は手書き、B4サイズ四ページである。有志十六人には、第一期において「原告団」に所属していたチツソ水俣病患者連盟委員長（原告団長）と水俣病患者連合会長、第一期において「市民運動の会」に所属し、まちづくり型賛成（I²）の主張を示していた水俣病患者平和会会長、第一期において条件付き工事容認型（Ⅲ）の主張を示し、第二期においては教訓継承型・患者救済型（B、C）の理念とモニユメント型（3）の要求を示していた水俣病被害者の会会長が名を連ねている。さらに、第一期において「水俣市漁協」に所属し、漁場復元型賛成（I¹）の主張を示していた人物も加わっていた。

第二期と同様に、埋立地活用をめぐる理念と具体的要求に注目し、構成チームから分類を試みた。対象とした文書六件すべてにおいて、理念と要求とが文中に混在しているが、冒頭の章で文書全体の理念が述べられるもの一件と、そうでないもの五件に大別することができる。こうした構成の違いをふまえつつ、第二期と同様の基準にしたがって理念と要求を抽出し、また、第二期と共通の名称とコードを用いて分類を行った。ただし、新たなカテゴリが必要なきときには名称とコードを追加した

（表7a、b）。

まず埋立地活用をめぐる理念については、「明るい―まちづくり」を含む文書を明るいまちづくり型（A1）、「市民相互の融和」を含むものを市民融和型（B）、「水俣病―事実―後世」、「教訓―財産とされるべき」のうちいずれかを含むものを公害撲滅・教訓継承型（C）、「患者―救済」を含むものを患者救済型（D）に分類した。他方、「墓場として―永い―眠りにつかせてやりた」と、「死者―復権」、「毒殺された―海の痛み」、「埋立てられた彼の地―心痛んでいる」、「埋立てられた我が命の母体―絶命せず―呻吟して」のうちいずれかを含む文書を自己救済型（E）に分類した（表7a）。ここまで定義を省略してきたが、患者救済型（D）は、分類基準としたチーム（「被害者―救済」、「患者―救済」が「政府―やるべき」や「熊本県・水俣市―最優先させるべき」といったチームを伴っている点から、行政による制度的救済（法的・医療的・経済的救済）の要求と結びつく理念であると考えられる。これに対し、自己救済型（E）は死者や海・埋立地といった他者の受難に思いをめぐらせることによって、救われてこなかった自身の心情を訴える理念である。

表7a 埋立地活用をめぐる理念にもとづく分類（第三期）

code	分類名称	理念に関わるキーターム
A ₁	明るいまちづくり	「明るい—まちづくり」
A ₂	観光都市化	—
A ₃	環境都市化	—
B	市民融和	「市民相互の融和」
C	公害撲滅・教訓継承	「水俣病—事実—後世」、「教訓—財産とされるべき」のいずれか
D	患者救済	「患者—救済」
E	自己救済	「墓場として—永い—眠りにつかせてやりたい」、「死者—復権」、「毒殺された—海の痛み」、「埋立てられた彼の地—心痛んでいる」、「埋立てられた我らが命の母体—絶命せず—呻吟して」のいずれか

表7b 埋立地活用をめぐる具体的要求にもとづく分類（第三期）

code	分類名称	要求に関わるキーターム
1	イベント	—
2	運動公園	「運動公園」、「スポーツ施設」
3	モニュメント	「(水俣病) 資料館」、「シンボル像」のいずれか
4	慰霊式	「水俣忌」、「斎場」
5	活用中止	「企み」、「大罪」、「お祭り騒ぎ」
6	永久放置	「人為—改造—やめてもらいたい」、「永い—眠りにつかせてやりたい」
7	石像	「数多く—石像—祀る」

埋立地活用をめぐる具体的要求については、「運動公園」、「スポーツ施設」を含む文書を運動公園型（2）、「水俣病—資料館」、「資料館」、「シンボル像」のうちいずれかを含むものをモニュメント型（3）、「水俣忌」を含むものを慰霊式型（4）に分類した。他方、「企み」、「大罪」、「お祭り騒ぎ」を含む文書を活用中止型（5）、「人為—改造—やめてもらいたい」、「永い—眠りにつかせてやりたい」を含むものを永久放置型（6）、「数多く—石像—祀る」を含むものを石像型（7）に分類した（表7b）。なお、「数多く」というタームには石像物の継続的な追加が含意されていると考えられるため、モニュメント型と区別した。

理念と要求の連関表（表8）に明らかにように、明るいまちづくり型の理念と運動公園型の要求の連関（A₁—2）や教訓継承型の理念とモニュメント型の要求の連関（C—3）が第二期から継続す

る一方、イベント型の要求（1）は姿を消している。また、患者救済型（D）の理念が未だ埋立地活用をめぐる具体的要求との連関を示していないのに対し、自己救済型（E）の理念は具体的要求との連関を示していることが注目される。つまり、「患者」としての身体的・制度的救済ではなく、心情的側面の救済と埋立地の連節が第三期の大きな特徴である。

自己救済型の理念は、患者有志（一九九〇）、O・M氏とO・S氏（一九九〇）、水俣・海の声を聞く会（一九九〇）、本願の会の文書（一九九四）に示されており、いずれも「原告団」の流れを汲む主体によって提出された。第一期における原告団の文書には「埋立て」事業と被害者「隠蔽」の連関が示された上で、被害者の制度的救済に焦点があてられていたのに対し、第三期においては死者や海（埋立地）といった他者の受難が強調されている。この変化の背景としては、第二期後半から第三期前半にかけて、水俣病事件の収束・解決にむけた動きが活発化したことが挙げられる。第二次訴訟や第三次訴訟などで司法が患者認定基準の「狭さ」を厳しく批判したにもかかわらず、行政側はその見直しを拒否し続けていた。制度的救済が行き詰るなかで、高齢化する患者たち

のあいだから「生きていくうちに救済を」という声があがりはじめ、一九八九年から水俣病被害者弁護団全国連絡会議と行政の間で、補償協定によらない新たな救済システム

の確立にむけた協議が行われていた（熊本日日新聞 一九八九年一月六日）。一方、水俣市では一九九三年に発足した「水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会」に市内の一〇団体が参加し、水俣病の和解に向けて国の関与を引き出すための署名運動を展開していた（熊本日日新聞 一九九三年二月七日、山田一九九三・三七頁）。その結果として、一九九六年の政治解

表8 各主体における理念と要求の関係（第三期）

主体		理念	要求
既存団体	チッソ水俣病患者連盟・水俣病患者連合・チッソ水俣病関西患者の会・東海水俣病患者互助会	D	1
	水俣市百人委員会	A ₁	2
		C	3
個人	O・M氏、O・S氏	E	6
	患者有志	E	5
新団体	水俣・海の声を聞く会	C	3
		E	4
	本願の会	E	7

決では、救済対象が「四肢末梢優位の感覚障害がある者及び判定検討会がこれに該当すると認めたる者」（松野一九九六・三八頁）に拡張された。しかし、それは現状の解決であつて、水俣病患者として公式に認定されたわけではなかつた。このことが、過去四十年にわたる受難の意味を人々に意識させたと推察できる。

水俣湾に刻まれた被害の痕跡は、病み続けていた人々の存在や、無念のうちに亡くなつていった人々の存在を身体的に感覚させる物象・媒体である。埋立て事業や地域再生事業を通して埋立地から被害の痕跡が消し去られていくことは、「原告団」の流れを汲む人々にとつて「第二の喪失のプロセス」（米山二〇〇五・一二五頁）となつたのではないだろうか。「将来、私たちの存在の名残り（reminders）は、宿る場所も、そこから想起されるべき痕跡も持たなくなるかもしれない」（米山二〇〇五・一二五頁）という危惧はそのことを物語っている。ところで、患者有志（一九九〇）と本願の会の文書（一九九四）には「水俣病」以前の生活世界を描写するチームが認められる。特に、本願の会の文書には当時の記憶が詳細に記されている。

「かつて、水俣湾は海の宝庫でした。回避する魚た

ちは群れをなして産卵し、その稚魚たちはここで育ち成魚となり、また還ってくる母の胎のような所でした。百間から明神崎に至る現在の埋め立て地のあたりはイワシやコノシロが銀色のうるこを光らせボラが飛びかい、エビやカニがたわむれていました。潮のひいた海辺では貝を採り、波間に揺れるワカメやヒジキを採つて暮らしてきました。私たちはこれらのいのちによつて我が身を養うことができたのです。

しかし、産業文明の毒水は海の生きものから人間までも、なんとあまたの生きものたちを毒殺したのか。この原罪は消し去ることのできない史実であり、人類史に人間の罪として永久に刻みこまれなければなりません。

この文書では、「水俣病」以前の水俣湾における生活世界の記憶から「水俣病」が意味づけ直されている。水俣湾にはかつて「はだか瀬」、「緑鼻」、「馬刀潟」、「井川」といった民俗呼称を伴う場所とともに、土地や生き物との具体的なかかわり（交感）のなかで様々に意味づけられた生活世界（河合二〇〇七・一一五頁）が存在していた。⁽⁷⁾しかし、「水俣病」によつて湾内の魚は狂いまわり、死魚が浮上し、死滅した貝類の腐敗臭が立ち上るよ

うになった(水俣病研究会一九七〇)⁽⁸⁾。「我が身を養う」存在として意味づけられる土地や生き物とのかかわりは、汚染された魚介類を食した人々が病み、狂い死んだことよって崩壊した。自己救済型の理念において海や埋立地の苦しみが訴えられるのは、埋立地がかつての生活世界の破壊の上に成立した土地だからであり、制度的救済では解消されなかった「水俣病」の記憶を語り直す上で、この土地の歴史が重要な示唆を含むものとして受けとめられていたからだろう。

以上の考察から、自己救済型の理念(E)と連関を示す活用中止型(5)と永久放置型(6)の要求は「第二の喪失」に抗し、救われてこなかった心情の証しを残しておくための要求として理解することができる。しかし、これらの要求は埋立地の積極的な活用策ではない。すなわち、事業そのものを隠蔽行為として否定していた第一期から一歩進んで埋立地の完成を現実のものとして認めつつも、受難の心情を救うためにその場所を能動的に活用する方法については意識されていなかったと考えてよい。他方、石像物の建立(7)は埋立地の景観に個人々人の受難の記憶を新たに刻み込んでいくことであり、能動的な自己救済の試みと位置づけることができる。

おわりに

本稿では、水俣湾埋立地に据えられた石像物の意味にせまるための基礎研究として、埋立地の現景観を歴史的産物と位置づけ、そこに交錯してきた多様な主体の論理を三つの時期に分けて整理した。具体的方法としては、埋立て事業の是非をめぐる論争が最も盛んになったへど口処理差し止め訴訟提訴から着工再開までの一九七七〜八〇年を第一期、着工再開から埋立地完成までの一九八一〜九〇年三月までを第二期、埋立地完成からそれを契機とする地域再生事業が終了するまでの一九九〇年三月〜一九九九年を第三期と区分し、第一期においては埋立地活用をめぐる要求／抗議文書を対象としつつ、文書を構成するチームから分類を試みた。

第一期は、埋立て事業の賛成／反対やその理由をめぐって多様な主体がそれぞれに多様な主張を示していた対立の時期である。水俣市における当時の人口の大部分を内包する団体は埋立て事業を「明るいまちづくり」にむけた重要な契機としてとらえていた。「原告団」を中心とする団体は、患者認定をめぐる不作為の問題などが顕

在化するなかで、行政による「力ずくの声封じ」と「埋立て」事業を象徴的に結び付けた。水俣湾に堆積した水銀へド口は汚染物質であるだけでなく、水俣病被害を象徴するものとして受けとめられていたのである。

第二期は、地域内での対話と歩み寄りが進み、「明るいまちづくり」を主張してきた人々が、埋立地活用と水俣病問題の関係に対して理解を示しはじめた時期である。青年会議所やまちづくりにむけてこの時期に新たに組織された百人委員会は、多様なイベントや運動公園としての整備を要求しつつも、公害撲滅や教訓継承といった理念とともに水俣病資料館等の建設を要求した。限定的ではありながら「水俣病」の歴史を受けとめていく必要性が認識されはじめたと考えてよい。一方で、新たな対立の萌芽が見られたのもこの時期である。まちづくりに意欲的な人々が「再生」の象徴として埋立地を意味づけたのに対し、患者運動や裁判を継続していた団体は被害の歴史の証しとして埋立地をとらえていた。

第三期は、第二期に萌芽した対立が顕在化すると同時に、制度的救済で救われてこなかった心情と埋立地とが結びつけられた時期である。「水俣病」以前の生活世界の破壊の上に来上がってきた埋立地が、制度的救済で

は解消されなかった「水俣病」の記憶を語り直す上で有効な媒体としてみなされはじめたのである。その認識は二種類の要求を生み出した。一つは、埋立地の活用中止や永久放置であり、救われてこなかった心情の証しを後世に残すことが求められていた。もう一つの要求は石像物を建立することによって埋立地の景観に個々人の受難の記憶を新たに刻み込んでいくことであり、能動的な自己救済の試みと位置付けられた。

ところで、石像物の建立は制度や法律では解消しえなかった受難を現時点において自ら再構築する試みと言い換えることもできる。この行為を理解する上で、文化人類学の「客体化」をめぐる議論は示唆的である。最後に展望として、石像物の建立と自己救済について客体化論から簡単な見取り図を示しておきたい。

西洋による植民地化に関する研究のなかで、前川は「原理的客体化」と「操作的客体化」を区分することでこの概念を規定している。前者は、カルチャー・ショックによって可視的となった他者をとまどいながらも自分なりに理解可能なものとして規範化（創造）してゆく過程であり、無意識的な性質を備えている（前川 一九九七：六二〇―六二二頁）。後者は、他者との差異化や自

己アイデンティティの確立のために、意図的・操作的に選択した過去を現在において再文脈化してゆく過程を指す(前川一九九七・六二二頁)。ただし、これら二つの「客体化」は現実世界のなかでは明確に区別することが困難であり、政治的な力関係を前提とするか否かによって解釈は変わりうる(吉岡二〇〇〇・一一一―一三頁)。

石像物の建立についても、行政の不作為や水俣病の制度的規定といった政治的な力関係が大きく影響しており、石像物がある種の対抗的性質を帯びていることはまちがいない。しかし、個々人が石像物のモチーフを決め、指導を受けながらも自らの手で彫り進めてゆくプロセスは、過去の受難の記憶との内的対話を生み出し、過去の意味を自照する機会・体験となったにちがいない。石像物の建立は、怒りや恨み、喪失や悲しみ、喜びなどが入り混じり、複雑でときに矛盾さえはらむ内なる心情を、身体を媒介としつつ、具体的な物象として外に取り出そうとする試みとして理解できる。これは語りや手記にも共通する特徴だが、石像物を彫りあげる期間が数カ月〜数年と長いこと、石材がもつ持続性の象徴的意味によって、語りや手記と区別される。

本稿では文書史料の分析を通じて、水俣湾埋立地をめぐ

る多様な立場と主張、その継時的変化を析出してきたが、文書を提出した団体という制約を受けざるを得なかった。しかし、制度的救済で救われてこなかった心情とはより個別具体的であるにちがいない。建立者への聞きとりに基づく石像物の解釈、すなわち、建立者個々人のライフヒストリーと関連付けながら石像物の諸特徴を読み解いていくことが本研究の今後の課題である。

謝辞

水俣であたたかく迎え入れ御教示・御協力くださった数多くの方々との出会いに深く感謝申し上げます。石牟礼弘氏、大矢理巳子氏、緒方正人氏、緒方さわ子氏、緒方正実氏、金刺潤平氏、小松聡明氏、小松瑠璃子氏、杉本雄氏、浜元二徳氏、山下善寛氏、吉永利夫氏、吉本哲郎氏、水俣病センター相思社の職員の方々、水俣病情報センターの職員の方々に多くのことを教えていただきました。また、本稿執筆にあたり、山口徹先生(慶大)、安藤広道先生(慶大)、石神裕之先生(慶大)、小林竜太氏(慶大)にお世話になりました。この場を借りて深く御礼申し上げます。

註

(1) 本稿では、チッソの工場排水に起因し不知火海沿岸に発生したものを「水俣病」と呼び、昭和電工の工場排水に起因し新潟県阿賀野川流域に発生した「新潟水俣病」と区別する。

(2) 二〇〇六年三月末までの認定患者数は二二六五人（うち、半数以上が死亡）である。これに加え、一九九六年の政府解決策の対象者として一時金と医療費給付の該当者が一一一五二人、医療費給付のみの該当者が一二二二人に上っている。その他にも多数の潜在患者の存在が指摘されており（原田 一九九四）、公式発見から五十年以上を経た今もなお、被害の全貌は未確定のままである。

(3) 和解によって「全面解決」と言われてきた水俣病事件であるが、二〇〇四年に下された関西訴訟の最高裁判決のなかで被害を拡大させた国・熊本県の責任が明らかにされると同時に、患者認定基準の妥当性が批判された。このことよって、二〇〇四年以降ふたたび認定申請者が急増し、チッソ・国を相手とする損害賠償請求が提訴されている（北岡ほか 二〇〇七）。

(4) 二〇〇八年、筆者聞きとり。

(5) 本分析で扱った資料は、一九七一年から県の公害課に所属し、一九七七年からは水俣湾現地における公害防止事業所の初代所長として埋立て事業にかかわったK・T氏に複写させて頂いたもの、および水俣病センター相思社のデータベースから複写したものである。また、水俣病関連の新聞記事については、国立水俣病総合研究セン

ター内の水俣病情報センターにて複写したものである。
(6) 研究会の委員は、商工会議所青年部、青年会議所、農協青年部、市職員など十九名で構成された（「広報みなまた」）。

(7) 水俣湾をめぐって、いくつかの民俗呼称が報告されている。たとえば水俣湾に出入りする魚の道が「はだか瀬」と呼ばれてきたこと（石牟礼 一九七二・七六頁）、水俣湾北部の半島である明神崎のすぐ下が「緑鼻」と呼ばれ、イワシなどの魚が豊富にとれた場所であったこと（岡本 一九七八・二五〇頁）、「馬刀潟」（マテガタ）と呼ばれる干潟があったこと（岡本 一九七八・二五〇頁）などである。また、「井川」と呼ばれる、磯の際の、清水の湧き出す岩の割れ目や窪み（石牟礼 一九八〇・一〇一―一頁）が水俣湾沿岸にもあったことが明神地区に住む女性への聞きとりによって確認されている（二〇〇七年、筆者聞きとり）。「井川」については、水俣出身の作家である石牟礼道子が年配者から幼い頃に聞いた「井川ば粗末にするな。神さんのおんなはつとばい、ここにも。」という語りを紹介している。本稿で注目してきた「水俣湾」が「湾」としてひとくくりで見るのではなく、周りに住む人々の生活意識のなかで様々にとらえられていたことがうかがえる。そこは水俣病の発生地であると同時に、水俣病以前から続く人々の多様な生活や記憶・思いと密接に結びついた土地だったのである。

(8) 生活世界としての水俣湾に異変が発生した経緯については、第一次訴訟支援を目的に結成された水俣病研究会

による綿密な聞き取り調査の報告に詳しい(水俣病研究会一九七〇)。それによれば、一九四九〜五〇年頃にかけて、「マテガタ」で幾種かの魚が浮上し手で拾えるようになり、百間港の工場排水口付近に船をつないでおくとかきが付着せず、湾内の海藻が白みを帯びはじめて次第に海面に浮きだすようになったことが指摘されている。また、時を経るに連れ、浮上する魚や海藻の数が種が増加し、魚が狂いまわるのが見られ、死滅した貝が数多く発見されるようになった。一九五五〜五七年頃には食用海藻が全滅し、死滅した貝類のきつい腐敗臭が鼻についたという。水俣病は、人間の身に生じた事件である以前にまず自然界の異変として現出しており、その記憶は、その後、地元の人々が水俣病事件を考えていく上での一つの参照点とされてきた可能性がある。

(9) 二〇〇八年、筆者聞きとり。

参考文献・資料

池見哲司 一九九六 『水俣病闘争の軌跡 黒旗の下に』 緑風出版
 石田 雄 一九八三 「水俣における差別と抑圧の構造」 色川大吉(編) 『水俣の啓示(上)(下)』 筑摩書房
 石田 忠 一九八六 『原爆体験の思想化 反原爆論集Ⅰ』 未來社
 石牟礼道子 一九七二 『苦界浄土 わが水俣病』 講談社文庫
 石牟礼道子 一九八〇 『椿の海の記』 朝日新聞社

宇井 純 一九六八 『公害の政治学 水俣病を追って』 三省堂新書
 岡本達明(編) 一九七八 『近代民衆の記録七 漁民』 新人物往来社
 環境創造みなまた実行委員会 一九九五 『みなまた』 対立から、もやい直しへ』 株式会社マインド
 環境創造みなまた実行委員会・水俣市 一九九九 『環境創造みなまた推進事業総括報告書(平成二年度〜平成一〇年度)』
 河合香史 二〇〇七 『序 生きる場の人類学にむけて 土地と自然の認識・実践・表象過程』 同(編) 『生きる場の人類学 土地と自然の認識・実践・表象過程』 京都大学学術出版会
 北岡秀郎ほか(編著) 二〇〇七 『ノーマ・ミナマタ』 花伝社
 熊本県 一九八九 「水俣湾埋立地及び周辺地域開発整備具体化構想」
 熊本県 一九九八 「水俣湾環境復元事業の概要」
 栗岡幹英 一九九三 「被害被害者の意味世界」 同著 『役割行為の社会学』 世界思想社 三四一〜八〇頁
 栗原 彬 二〇〇五 『存在の現れ』 の政治』 以文社
 ケネス・E・フット 二〇〇二 『記念碑の語るアメリカ暴力と追悼の風景』 (和田光弘ほか訳) 名古屋大学出版会
 最首悟(編) 一九八九 『出月私記 浜元二徳語り』 新曜社
 桜井徳太郎 一九七九 「地域研究の課題」 地方史研究協議

会編) 『山陰―地域の歴史的性格』 雄山閣

成元 哲 二〇〇三 「初期水俣病運動における『直接性／個別性』の思想」片桐新自・丹辺宣彦編) 『現代社会学における歴史と批判 下巻』 東信堂

辻 信一(編) 一九九六 『水俣病私史 常世の舟を漕ぎて』 世織書房

土本典昭 一九七九 『わが映画発見の旅 不知火海水俣病元年の記録』 筑摩書房

原田正純 一九七二 『水俣病』 岩波新書

原田正純 一九八九 『水俣が映す世界』 日本評論社

原田正純 一九九四 『慢性水俣病 何が病像論なのか』 実教出版

舟場正富 一九七七 「チツソと地域社会」 宮本憲一(編) 『公害都市の再生・水俣』 筑摩書房

本願の会 一九九八〜二〇〇九 『季刊 魂うつれ』 第一号〜第三十六号

本願の会会報 一九九五年八月

前川啓治 一九九七 「文化の構築 ―接合と操作」 『民族学研究』 六一(四) 六一―六四二頁

松野信夫 一九九七 「水俣病 ―和解と今後の課題」 『環境と公害』 二六(三) 三六―四一頁

水俣市 二〇〇〇 「水俣病 その歴史と教訓」
水俣市史編纂委員会 一九九一 『新水俣市史(上)(下)』、

水俣市

水俣病研究会 一九七〇 『水俣病にたいする企業の責任』

水俣病研究会 一九九六 『水俣病事件資料集(上)(下)』

葦書房

水俣病被害者・弁護士全国連絡会議(編) 一九九八 『水俣

病裁判全史 第一巻 総論編』 日本評論社

水俣病被害者・弁護士全国連絡会議(編) 二〇〇一 『水俣

病裁判全史 第五巻 総括編』 日本評論社

向井良人 二〇〇〇 『水俣病』 という烙印について ―ま

なごしの力学― 『文学部論叢 地域科学篇』 (六八) 六七

―八五頁 熊本大学文学会

山田忠昭 一九九九 『もやい直し』 の現状と問題点』 水俣

病研究会(編) 『水俣病研究』 葦書房

吉岡政徳 二〇〇〇 『歴史とかわる人類学』 『国立民族学

博物館研究報告別冊』 二二 三一―三四頁

米山リサ 二〇〇五 『広島 記憶のポリティクス』 (小沢弘

明ほか訳) 岩波書店

C・W・ミルズ 一九七一 『権力・政治・民衆』 (青井和

夫・本間康平訳) みすず書房

『広報みなまた』 第六七二号(一九八六年九月一五日)、第七

二八号(一九八九年三月一五日) 水俣市役所

『ヘド口仮処分 債権者目録』

水俣公園.com (<http://minanataka-kouen.com/>)